

山陽小野田市民病院医事業務に係る公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、山陽小野田市民病院医事業務（以下「本業務」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により発注する事業者を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定める。

(業務の概要)

第2条 業務の概要は次のとおりとする。

- (1) 業務名 山陽小野田市民病院医事業務
- (2) 業務場所 山陽小野田市大字東高泊1863番地1地内
- (3) 業務期間 令和6年10月1日から令和7年3月31日までとするが、山陽小野田市病院局と受託者の双方に異存がない場合は、引き続き1年間契約を更新する。ただし、令和9年9月30日以後、契約は更新しない。
なお、業務受託者として選定された日から令和6年9月30日までは業務準備期間とし、業務引継ぎ、システムの教育研修等、業務遂行にあたって必要な準備を行うものとする。この期間に係る経費は業務受託者の負担とする。
- (4) 業務内容 「山陽小野田市民病院医事業務仕様書」のとおり。
- (5) 委託金額 令和6年度 41,980千円以内
令和7年度及び
令和8年度 年額83,960千円以内
令和9年度 41,980千円以内
(いずれの年度も消費税及び地方消費税除く)
(令和7年度以降は参考見積)

(参加資格)

第3条 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全てを満たす法人とする。

- (1) 一般病床が100床以上の病院における病院医事業務に関する実績を有

すること。

(2) 山口県内に本社、支店、営業所等の営業拠点を有していること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく破産手続開始の決定がなされている者

イ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定がなされている者

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

エ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

オ 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

カ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

キ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

ク 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

ケ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 公告日から委託業者決定の日までの間に、プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）が参加資格を欠くに至った場合、病院局は当該参加者の参加資格要件が喪失したものと判断し、当該参加者の参加を認めない、又は当該参加者を審査・選定の対象から除外する。

（参加表明書の受付期間等）

第4条 参加表明書の受付期間等は、次のとおりとする。

(1) 受付期間

公告日から令和6年7月25日（木）まで（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。）

(2) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 提出場所

山陽小野田市民病院 4 階 事務部総務課

(4) 提出書類

参加表明書（様式第 1 - 1）

会社概要がわかるもの（パンフレット等）

業務受託実績（様式第 1 - 2）

(5) 提出部数

各 1 部

(6) 提出方法

持参又は郵送すること。（郵送の場合は受付期間内に必着のこと。）

2 業務に関する説明会は実施しない。

（プロポーザル参加に関する質問）

第 5 条 プロポーザル参加に関する質問は、次の要領で質問事項を記載した質問書（様式第 2）を電子メールで提出すること。

(1) 受付期間

公告日から令和 6 年 7 月 1 7 日（水）まで

(2) 回答

質問に対する回答は、令和 6 年 7 月 2 2 日（月）までに山陽小野田市民病院のホームページ（<https://sanyo-onoda-city-hosp.jp/>）で公開する。

ただし、ノウハウに関する質問については回答しない。

なお、回答の内容は本要領及び「山陽小野田市民病院医事業務仕様書」の追加又は修正とみなす。

（参加者の選定）

第 6 条 参加表明書の受付期間終了後、第 3 条に定める参加資格要件について審査を行い、参加資格要件を満たしていると認められる者を参加者に選定する。選定の結果については、令和 6 年 7 月 3 0 日（火）までに通知文書を発送する。なお、非選定業者のうち、選定結果に対して不服がある者は、書面により、病院事業管理者に対し、非選定理由についての説明を求めることが

できる。

(提案書等の提出期間等)

第7条 参加者は、次の要領で提案書等を提出すること。

(1) 提出期間

公告日から令和6年8月6日(火)まで(土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。)

(2) 提出時間

午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

山陽小野田市民病院 4階 事務部総務課

(4) 提出書類

ア 提案書(様式自由)

別紙1の評価項目に対応した内容とすること。

イ 見積書

令和6年度(様式第3-1)

令和7年度及び令和8年度(様式第3-2)

令和9年度(様式第3-3)

用紙は全てA4縦・左綴じとする。ただし、添付書類については任意とする。

(5) 提出部数

8部(正本1部、副本7部)

(6) 提出方法

持参又は郵送すること。(郵送の場合は提出期間内に必着のこと。)

(委員会の設置)

第8条 プロポーザル方式による受託業者の選定を厳正かつ公平に行うため、山陽小野田市民病院医事業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 山陽小野田市病院局は、委託業者選定に際して、委員会の意見を聴くものとする。

3 委員会に関する規定は、別に定める。

(審査及び選定)

第9条 プロポーザルの審査は、次の各号による。

(1) プロポーザルの審査は、次条に定める評価項目について審査し、最高得点者を本業務に適した事業者(以下「選定業者」という。)として選定する。

なお、審査方法は提出した書類等に基づいたプレゼンテーション審査とする。

(2) プレゼンテーション審査は、以下のとおり実施する。

① 実施日

令和6年8月8日から令和6年8月9日までのいずれかの日(令和6年7月25日以降、参加者全員に実施日時を通知する。)

② 所要時間

各事業者40分(説明25分、質疑 応答15分)

③ 出席者

説明者を含めて1事業者当たり3名以内とする。

※ 業務を受注した場合に、主として担当する者が出席すること。

(3) 審査結果については、参加者全員に通知するとともに公表する。

(4) 選定業者が、第3条に掲げる資格を満たさなくなった場合は、次点の者を選定業者とする。

(評価基準等)

第10条 プロポーザルの審査の評価項目、評価基準及び配点は別紙1のとおりとする。

(失格条項等)

第11条 参加者が、次の各号の一つに該当する場合は、失格とする。

(1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

(2) 提案書に虚偽の内容が記載されているもの。

(提出書類等の取扱い)

第12条 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

(1) プロポーザル参加申請書、提案書の作成及び提出に関する費用は、全て

参加者の負担とする。

(2) 提案書、その他参加者から提出された書類は、返却しない。

(疑義の照会)

第13条 非選定業者のうち、選定業者の決定結果に対して不服がある者は、選定業者決定の公表を行った日から起算して5日（休日は除く。）以内に書面により、病院事業管理者に対し、非選定理由についての説明を求めることができる。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、公告日から施行し、事業者が選定された日の翌日にその効力を失う。

別紙1 プロポーザルに係る評価項目、評価基準及び配点

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|--------------|---|-----|
| 業務受託実績 | 100床以上の病院施設における、特にDPC算定病院での医事業務について、十分な業務実績を有しているか。 | 10 |
| 業務実施体制 | 継続的、安定的な業務遂行が可能な人材確保がなされているか。 | 10 |
| | 欠員等に備えた十分なバックアップ体制が整備されているか。 | 10 |
| | 実績・経験のある従事者を確保し、適正に配置できる体制が整備されているか。 | 10 |
| | 従事者への指導や教育の体制、計画及び内容が具体的に示されているか。 | 10 |
| | クレームや様々なトラブルに対応できる体制や具体的な対応策が講じられているか。 | 10 |
| 診療報酬請求業務への対応 | 診療報酬請求業務の精度に関して、特にDPC算定病院での十分な実績を有しているか。 | 10 |
| | 診療報酬請求業務の精度向上のための体制や取組みが具体的に示されているか。 | 20 |
| | 査定及び返戻に関して、十分な分析及び委託者への報告並びに従事者間でのフィードバックが適切に行われているか。 | 10 |
| 委託費 | 提案金額に応じ、評価する。 | 10 |
| | 合 計 | 100 |